

# 鹿児島県公報

令和8年1月23日(金) 第687号の6



発行鹿児島県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編集総務部学事法制課  
定例発行日(毎週火, 金)

## 目次

(※については例規集登載事項)

ページ

### 選挙管理委員会告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる  
基幹放送事業者及び政見放送の回数 (選挙管理委員会取扱い) 1

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿登録の基準日 (選挙管理委員会取扱い) 1

○衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日 (選挙管理委員会取扱い) 1

### 選挙管理委員会告示

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第1号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者届出政党が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第150条第1項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者のテレビジョン放送又はラジオ放送の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

令和8年1月23日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

届出候補者の数	基幹放送事業者	放送設備	政見放送の回数
1人又は2人	鹿児島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送	1回
	株式会社南日本放送	ラジオ放送	1回
3人から5人まで	鹿児島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送	1回
	株式会社南日本放送	ラジオ放送	1回
	株式会社鹿児島讀賣テレビ	テレビジョン放送	1回

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定により、令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を同年1月26日(ただし、年齢については同年2月8日)と定めた。

令和8年1月23日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により、令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同年1月27日からと定めた。

令和8年1月23日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成